

郵送による税証明等の取り寄せ方法

次の[1]～[5]のものを同封して、妙高市役所市民税務課へ申請してください。

郵送の場合は請求してから受け取るまで1週間～10日くらいかかりますので、できるだけ時間に余裕を持って請求してください。また、申請書が確実に妙高市役所に郵送されたかを気にされる方は、書留・配達証明をご利用ください。

《ご用意いただくもの》

[1]申請書 → 「税務証明交付申請書」をご利用下さい。

必要事項をすべて記載します。

なお、申請書で不明な点があれば連絡をすることがありますので、昼間連絡がとれる電話番号（携帯電話番号や職場の電話番号など）を記入してください。

また、本人以外のかたが申請する場合には委任状が必要です。別紙「委任通知書」を記入のうえ同封してください。

[2]証明書・手数料

手数料は郵便局で扱っている定額小為替、または普通為替でおつりのいらぬようお送りください。（切手や印紙でのお支払いは受け付けておりません）

※定額小為替には、切り離すことのできる端票がついていますが、切り離さずお送りください。

また、受取人の住所・氏名を記入する欄は、記入せずそのままお送りください。

※証明書は、名義ごとに、各年度一通となっています。

所得（無所得）・課税（非課税）証明書	一通350円
課税（非課税）証明書	一通350円
所得証明書（児童手当用）	一通350円
納税証明書	一通350円
（軽自動車車検用）納税証明書	手数料無料
評価証明書（所有権移転登記・訴訟等） ※評価額が記載されます	一通350円（土地・家屋別） ※土地・家屋別に10件ごとに350円加算
公課証明書（売買契約の税額按分・競売申立等） ※課税標準額と税相当額が記載されます	
課税台帳記載事項証明書 ※評価額と課税標準額が記載されます	
資産証明書（借入等） ※地目（種類）、筆数（棟数）、地積（床面積）の計、 評価額の計のみ記載されます	一通350円
営業証明書	一通350円
固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧・写し	一件350円 ※手数料のほかコピー代（1枚につき10円）

	<p>が必要です。コピー代は所有資産の件数により異なりますので、不明な点はお問い合わせください。定額小為替は、最小単位が50円であるため、4枚以下のコピーが必要な場合は、その分の切手を同封してください。</p> <p>※台帳1枚に土地10筆、家屋5棟が表示されます。</p>
--	---

[3]返信用封筒及び郵送料

返信用封筒には、ご自宅の住所（送付先の住所）と氏名を記入し、82円分の切手を貼ってください。返信料は重さや大きさによって異なります。申請通数の多い場合は切手を多めに貼ってください。

また、速達を希望される方は速達料金280円を追加して貼ってください。

（例…郵送料82円+速達料金280円=362円分の切手が必要です）

書留・配達証明を希望される方は、郵便局へお問い合わせください。

[4]運転免許証、パスポート、健康保険証などのコピー いずれか1部

「本人になりすました請求」を防止するため、申請者の「本人確認」を実施しています。ご本人からの請求であることを確認させていただくため、運転免許証、パスポート、健康保険証、住民基本台帳カードなどのコピーを同封してください。

※住所変更などにより免許証に裏書きがある場合は裏面のコピーもお願いします。

[5]その他

- 死亡したかたの証明書を請求される場合は次の①及び②の書類を同封してください。
 - ①死亡したかたの住民票の除票又は死亡事項が記載された戸籍謄本（抄本）のコピー
 - ②申請者（相続人）と死亡したかたとの繋がりがわかる戸籍謄本などのコピー
- 企業などの法人名義の証明書を申請される場合
 - 申請書の申請者欄に法人の代表者印を押印してください。

《ご注意》

- 申請内容に不備がありますと、申請書をお返しすることがあります。
- 偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、過料に処せられます。

請求先・問い合わせ先

〒944-8686 新潟県妙高市栄町5番1号 妙高市役所 市民税務課

電話 0255-72-5111（代表）

（所得証明・課税証明・営業証明について）担当 市民税係 0255-74-0011（直通）

（固定資産・評価証明・資産証明について）担当 資産税係 0255-74-0012（直通）

（納税証明について）担当 収納係 0255-74-0010（直通）